

共生社会と 東松山市の取り組み

日本社会事業大学 社会事業研究所
客員教授 曾根直樹

埼玉県

東松山市
人口推計 92,589人
高齢化率 29.9%
一般会計 341億円
民生費率 44.3%
介護保険料 5,700円(1号基準額)



市民福祉プランひがしまつやま

計画の基本理念

(略)障害の有無に関係なく誰もが普通の暮らしを送れる社会を目指したノーマライゼーションのまちづくりが今、求められています。

これまで、障害者として手帳を持つ人だけのものとして位置付けられていたサービスを、すべての市民に共通のものとしてとらえなおすことが必要であると考えました。そして、**手帳の有無や障害の種類などに関わらず、必要とする人が必要なときに気軽にサービスを利用できる仕組みを築いていくことを、この計画に共通するテーマとして位置付けた**ところです。このこととあわせて、地域で受けられるサービスについて、**高齢者向けのもの・障害者向けのものといった区分を取り払い、人材や施設、これまでに培ってきたノウハウなどを共有して、効率的にサービスを進めていくこととしました。**

「市民福祉プラン・ひがしまつやま」はこうした考え方のもとで策定されたものです。

東松山市障害者プラン 平成10年(1998年)

これまでの障害福祉の枠組

知的
障害

知的障害児
通園施設

知的障害児
養護学校

知的障害者
通所授産施設

知的障害者
入所施設

肢体
不自由

肢体不自由
児通園施設

肢体不自由
児養護学校

身体障害者
通所授産施設

身体障害者
療護施設

障害の
ない人

保育園
幼稚園

小・中・高
大学

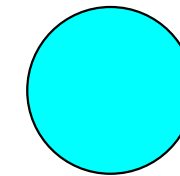
就職

住宅

ともに生きる社会を迎えるには

知

肢



保育園
幼稚園

小・中・高
大学

就職

住宅

普通の保育・教育
補助・介助・療育的支援

就労支援

住まい
と介助

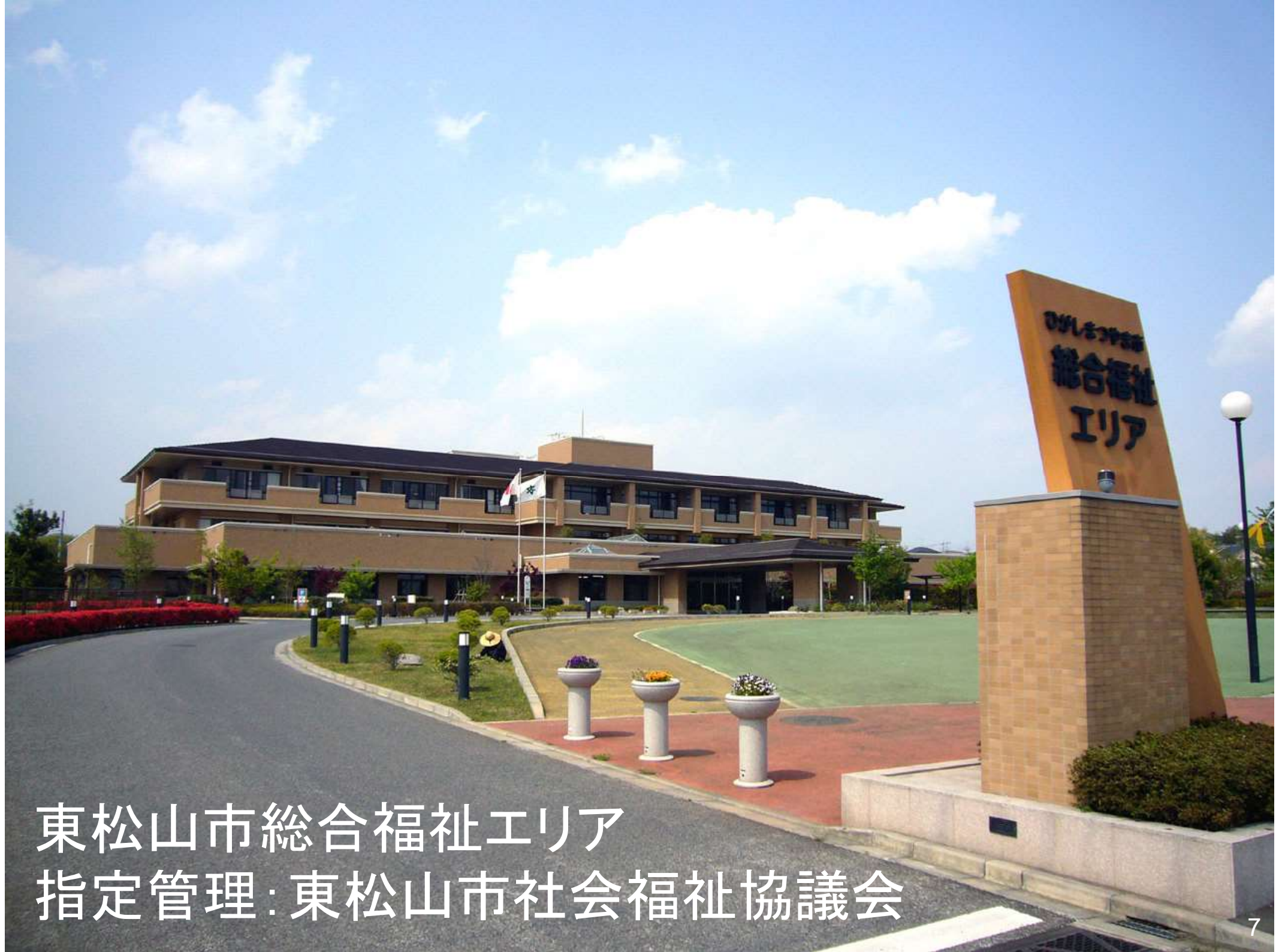
遊び 趣味 部活 スポーツ レジャー ショッピング デート 飲み会
外出の支援(ガイドヘルパー)

友達関係 恋愛・結婚・出産・子育て・老い
家族関係 別れ・離婚・経済・近所付き合い

乳幼児期から成人期・高齢期まで支える相談支援・ケアマネジメント

ユニバーサルな支援

【支援の一元化】



東松山市総合福祉エリア
指定管理：東松山市社会福祉協議会

ひがしまつやま市総合福祉エリア

総合相談センター

- 精神障害者相談支援事業
- 知的障害者相談支援事業
- 身体障害者相談支援事業
- 地域包括支援センター
- 居宅介護支援事業
- 訪問指導 介護予防事業
- 手話通訳派遣事業

地域サービスセンター

- ホームヘルパー派遣
（自立支援法 介護保険法
住民参加型在宅福祉サービス）

ケアサービスセンター

- 介護老人保健施設
- 通所介護 通所リハビリ
- 訪問看護

● グループホームかがやき

● ケアサポートいわはな

● 共生型多機能センター
あすみーる

総合相談センター

- 24時間365日の相談体制（相談員15人）

日勤 8:30～17:30

遅番 11:00～20:00

宿直 20:00～ 8:30

（介護保険法）

地域包括支援センター

居宅介護支援事業

介護予防事業

（障害者総合支援法）

基幹相談支援センター

障害者相談支援事業

指定特定相談支援事業

指定一般相談支援事業

（児童福祉法）

障害児相談支援事業

ホームヘルパー派遣

- 24時間365日のヘルパー派遣体制

毎晩2人のヘルパーが、夜勤体制で障害・高齢を問わず支援

介護保険事業

(訪問介護)

障害者総合支援法

(居宅介護・行動援護・重度訪問・移動支援)

支え合いサポート事業

(住民参加型在宅福祉サービス)

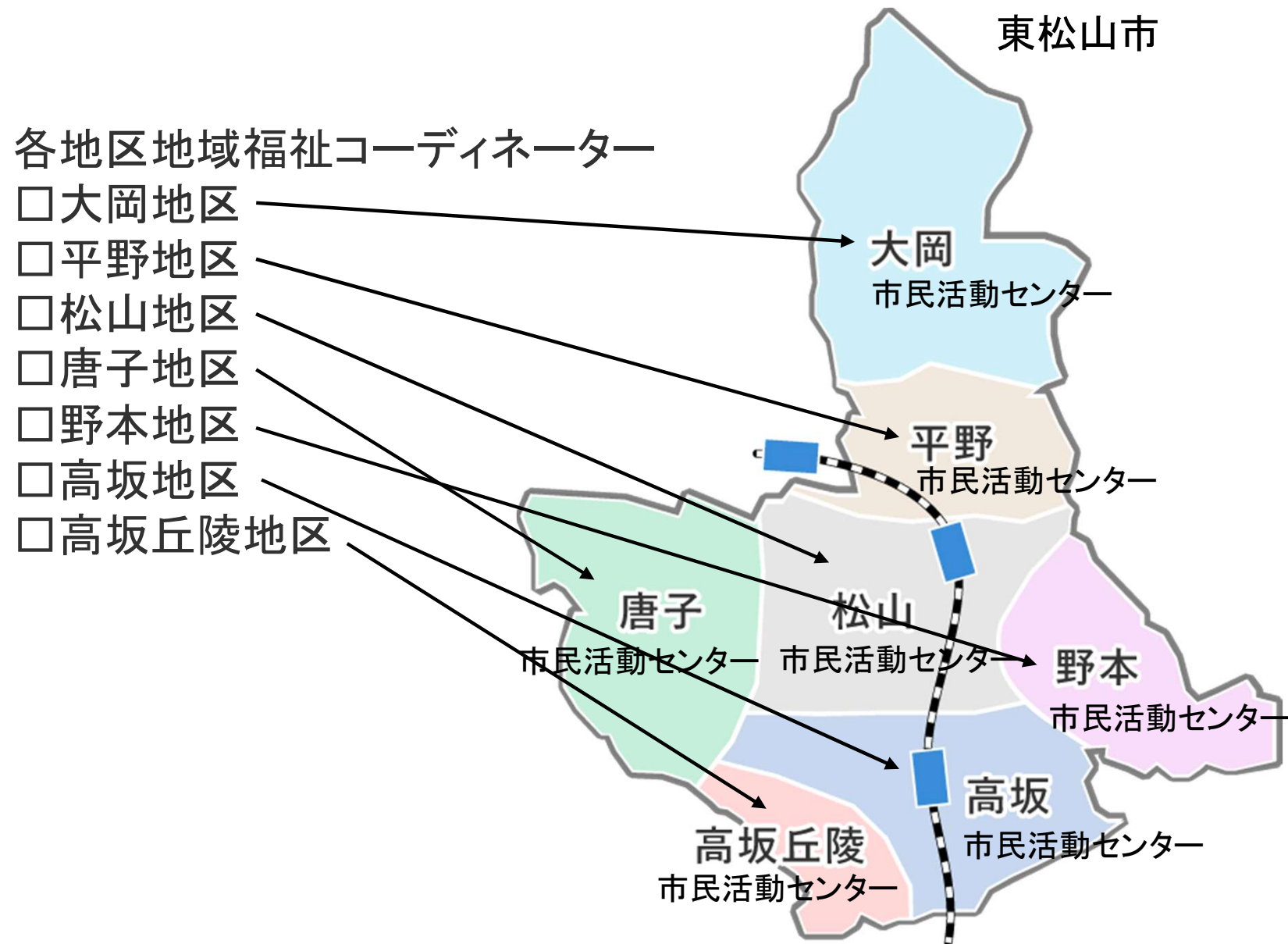
- ・ 制度の対象にならない人やサービスを提供
けがや病気、出産等で一時的に支援が必要な人

- ・ 活動内容

庭の草むしり、庭木の剪定、部屋の掃除、買い物の支援、ゴミだし、電球交換、病院内での付き添い等

地域住民が、援助の必要な方の生活支援を行い、その謝礼を地域通貨として受け取る仕組み。地域住民の日常生活の安心確保・高齢者の介護予防・地域経済の活性化という「地域支え合いの仕組み」として埼玉県が支援している事業。

利用会員と支え合いサポーターのコーディネート(活動調整)は、
地域福祉コーディネーターが行います。



共生型多機能センター あすみーる

●介護保険法事業

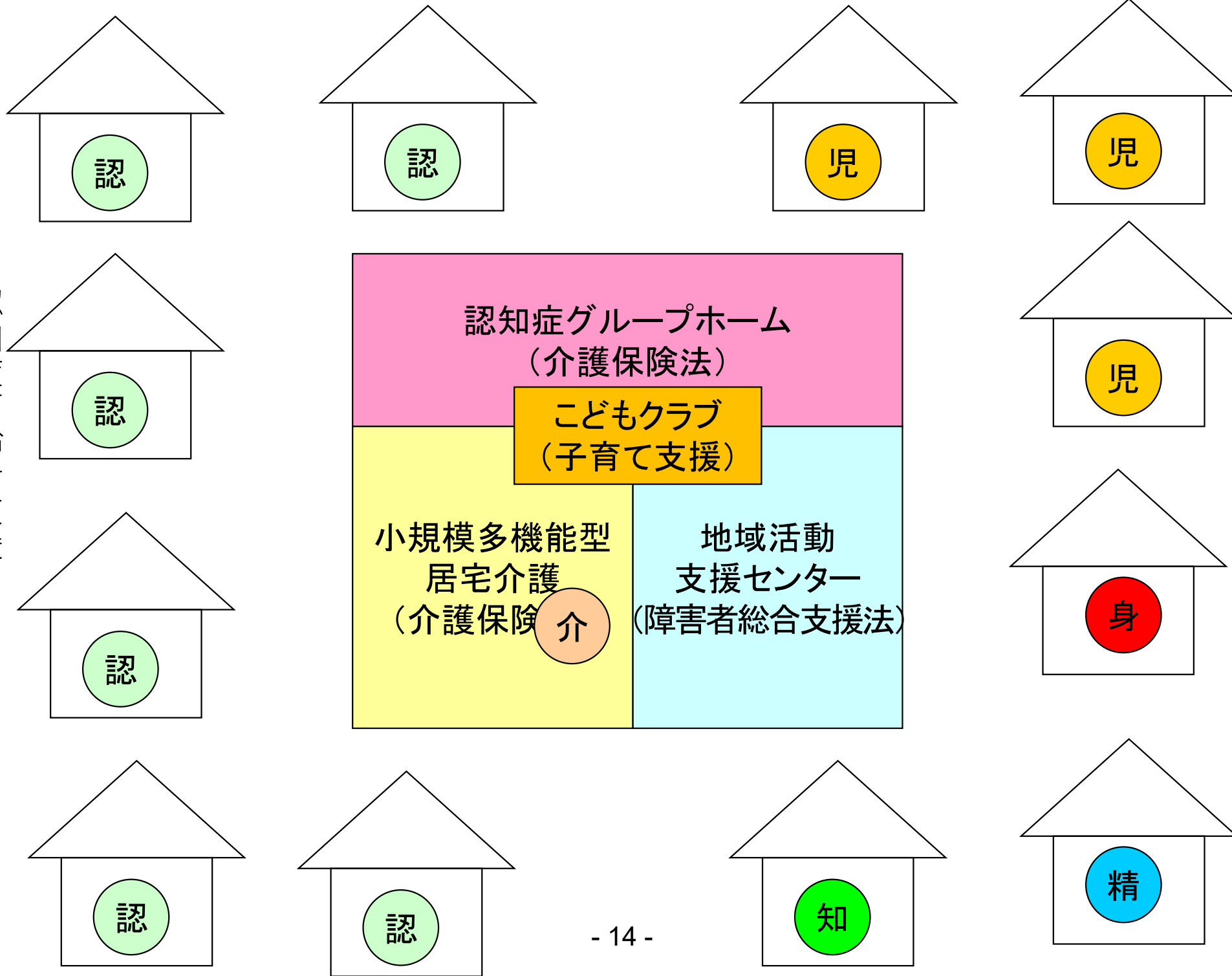
- 認知症対応型共同生活介護
- 小規模多機能型居宅介護

●障害者自立支援法事業

- 地域活動支援センター

●家庭内保育室

- こどもくらぶ





共生型多機能センター あすみーる

●児童発達支援がない町はあっても
幼稚園・保育園がない町はない

●特別支援学校がない町はあっても
小学校・中学校のない町はない

●通所施設がない町はあっても
商店、工場、会社、農業がない町はない



どこの町でもできる